

発議第1号

所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月5日提出

提出者	岩出市議会議員	三栖 慎太郎
賛成者	//	大上 正春
賛成者	//	井神 慶久
賛成者	//	福岡 進二
賛成者	//	市來 利恵

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書

所得税法第56条は、家長制度廃止により個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会的進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

また、所得税法第57条では、個人事業者は、青色申告の特典として税務署長への届け出と認証の下で家族従業員の給与を必要経費に算入することが認められているが、いわゆる白色申告において、控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、その他の家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が家族従業員の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業者名でないと組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。申告の仕方や課税する側の承認により1人の人間の働き分が認められたり、認められなかったりする制度の矛盾がある。

平成28年（2016年）には国際連合女子差別撤廃委員会が「女性の経済的独立を事実上妨げている」と日本政府に対し同法の見直しを勧告している。また国は男女共同参画や中小企業の事業継承を推進する方針を打ち出しているが、それらに逆行する同法がいまだ改善されていないことは大きな問題である。

よって、国においては、所得税法第56条を廃止し、家族従業員の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。